

危 第 5 6 2 号
平成 1 8 年 2 月 2 0 日

中 山 均 様

新潟県県民生活・環境部
防災局危機管理防災課長

国民保護計画に関する緊急の質問・申し入れについて（回答）

平成 18 年 2 月 9 日付けの質問について、下記のとおり回答します。

記

1 質問 1 及び 2 について

- (1) 県は、国がジュネーヴ諸条約等を踏まえて整備した国民保護法等に基づいて国民保護計画を作成するものです。
- (2) 国民保護法の所掌範囲は、ジュネーヴ諸条約等のうち武力攻撃の影響を受ける住民の保護及び武力攻撃の結果生じた傷病者、死者等の人道的取扱いに関するものであり、次の規定が設けられています。

高齢者、障害者等配慮を要する者の保護（法第 9 条第 1 項）

国民保護措置を実施する者等の安全確保（法第 22 条）

被災者等の安否情報の収集、整理、提供（法第 94 条～96 条）

赤十字標章及び特殊標章の使用及び濫用防止（法第 157 条、第 158 条）

- (3) 県の計画素案においては、国民保護法及び国の基本指針に基づき、県国民保護協議会での審議検討により、次の事項について記述したところです。

高齢者、障害者、乳幼児、児童、外国人等災害時要援護者への配慮

避難や救援の実施に当たっては、高齢者、障害者、子どもについて特に配慮することや、警報及び避難指示の伝達において外国人にも配慮することなどが国民保護協議会で審議されました。

（P.7、P.33、P.35、P.50、P.79、P.102、P.106 等）

国民保護措置を実施する者等の安全確保

避難住民の誘導や運送に関わる職員の安全確保に十分配慮するよう国民保護協議会で審議されました。

（P.7、P.93、P.98、P.173）

被災者の安否情報の収集・提供
安否情報の収集提供に当っては、障害者や外国人の照会に対しても配慮すべき
としています。
(P.35、P.112)

2 質問3及び4について

計画素案においては、自衛隊施設について、県が住民の避難など国民保護措置を実施する際に応援要請により出動する部隊及び総理大臣の命令により出動する部隊との連絡調整を図る必要があるため、多数の部隊人員が駐屯する駐屯地等の所在を第1篇第3章において記述することとされました。

なお、自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域の住民を含む県民の避難については、国及び地方公共団体が平素から緊密な連携を図ることとされていることから、地域の実情に応じた具体的な避難の実施等について検討を深めてまいります。

3 質問5について

1でお答えしたとおり、計画素案においては、国際人道法の観点を考慮した記述を既に行っているところでありますが、さらにパブリックコメントの募集によりご意見をお聞きしてまいりたいと思います。

また、国民保護フォーラムの開催等により県民の理解を得られるように努めるとともに、今後、計画される訓練などへも多くの県民の皆様から参加していただけるよう、情報提供等に努めてまいります。